

前期（第19期）の審議会では、今後の福祉施策を検討する上で留意すべき「視点」を示した第18期の意見具申を踏まえつつ、要介護高齢者等の増加が見込まれる2025年以降を見据え、東京において地域包括ケアを推進するに当たり、重点的に取り組むべき課題について検討を行った。

そこでは、東京の現状と将来の姿を概観した上で、地域包括ケアシステムが構築された地域を「支援付きの地域」ととらえ、その実現に向けた取組の方向性として、以下のことを示した。

- ・ 生活と住まいを一体的に捉えた居住施策
  - ⇒ 生活支援や介護・看護等のサービス確保、空き家等の活用、住宅部局との連携など
- ・ インフォーマル・サポートの活性化
  - ⇒ 地域住民の参加やNPOなど様々な主体によるきめ細かな支援の充実など
- ・ フォーマル・サービスの充実
  - ⇒ 地域包括支援センターなど地域拠点の場の整備や機能強化、介護と医療の一層の連携強化など

それ以降、都は、すまいと生活支援の一体的な提供や、福祉サービスの担い手としての元気高齢者の活動支援、地域包括支援センターの機能強化など、地域包括ケアの推進に向け、多様な施策を展開している。

18期及び19期では、今後の施策展開における基本的な考え方について整理を行ったが、実際の政策が実を結ぶかどうかは、いかにして適切な人材を確保し、その能力を如何なく発揮できる環境を整備するかにかかっていると見えよう。

こうしたことから、前期の意見具申においては、「福祉・医療人材の確保策などについて、更なる議論が必要」であり、「専門人材だけでなく、地域住民も含めた広い意味での「人材」についてトータルな検討が求められている」ことを指摘した。

国全体で人手不足が顕在化する中、福祉施設や介護サービス事業所では、人材確保は従来

にも増して大きな課題となっている。

また、高齢者の単独世帯や夫婦のみ高齢者の世帯が増加する中、これまで家庭内で当たり前提供されていた生活上の支援を、家族に代わって行うインフォーマル・サポートの担い手の確保も重要な課題である。

そして、「支援付き地域」を実現するためには、日常生活を支える「インフォーマル・サポート」と、専門的な支援を行う「フォーマル・サービス」との連携と協働が必要であり、今期の審議会では、広く地域包括ケアを担う人材について、議論を深めていきたい。

施設等での専門職及びその他の人材のあり方、地域づくりと連動しつつ、地域での活動の担い手の確保と環境整備、社会福祉法改正で法定化される地域公益事業を実施する社会福祉法人をはじめとして、事業者や様々な組織のあり方と役割など、幅広い視点から議論し、本審議会の意見具申をまとめていきたいと考えている。

平成28年1月

東京都社会福祉審議会委員長 高橋 紘 士